

平成18年9月14日（木）

日程第66 議案第18号 物品購入契約の締結について から、日程第68 議案第20号 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について までの3件

○議長（上田順康君）日程第66 議案第18号 物品購入契約の締結について から、日程第68 議案第20号 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）ただ今上程されました追加議案について、ご説明を申し上げます。

議案第18号は、物品購入契約の締結についてであります。

災害対応特殊消防自動車（CD-1型）購入のため指名競争入札を執行しましたところ、有限会社北浦自動車整備が落札しましたので、購入契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号につきましては、平成16年12月3日に発生した交通事故において、橋本市訪問看護ステーション職員に物損・人身ともに8割の過失があり、被害者に対する損害賠償の義務が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議についてであります。これは、老人福祉法等改正により、従来規定されている事務に加え、平成18年10月1日より養護老人ホーム国城寮で特定施設入居者生活介護事業及び訪問介護

事業、並びに指定介護予防サービス事業についても実施することになりました。これに伴い、組合規約を変更するものであります。

以上、議案3件についてご説明を申し上げます。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上田順康君）市長の説明が終わりました。

これより、議案第18号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

31番 金山君。

○31番（金山高弘君）結構な災害の車を買ってくれるのはありがたいんですけども、どこへ配備されるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上田順康君）消防本部次長。

○消防本部次長（大西洋二君）この議案18号の災害対応の特殊消防ポンプ自動車ですけれども、消防本部に配置します。

以上です。

○議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

○14番（中西峰雄君）こういう特殊車両は、前々から地元の自動車屋さんといいますか、入札メンバーに入れられて入札をしとるんですけれども、私から見ますと、あえて入札の形をとらないかんということで、そういう形をしとるんじゃないかなというふうに思えてならないんです。特殊車両を地元の車屋さんでつくれるはずもないし、代理店で買うんですけれども、こういう契約というのはメーカー入札か、あるいは随意契約というのが普通ではなかろうかなというふうに思います。地財法との絡みもあるのかもしれませんが、形式的な入札で終わってしまうので、なぜメ

メーカー入札ができないのか。あるいは、なぜメーカーさんとの随意契約にならないのかということをお尋ねいたします。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）お答えさせていただきます。

確かに、消防車両関係、はしご車から始まりまして救急車等々、俗に言われております特殊車両でございます。確かに議員ご指摘のとおり、公用車の購入についてはメーカーということになりますと、ご質問の趣旨も理解はさせていただきますが、そうなりますと、通常我々乗っております公用車につきましても各メーカーがございます。そうしたメーカーも、極端な議論をすれば、直接大手メーカー、株式会社から購入すればいいという意見も出てくるかと思うわけですが、今現在、管財としましては、やはり事が何かありますと、今までの実績から申し上げますと、市内の業者ですと、確かに直接市内の整備会社の工場の方々が整備できるかということにつきましては問題点もあろうかと思いますが、現在までのところ、あとのアフターサービスといいますか、修理・点検等につきましては敏速に対応していただいております、各大手メーカーとの対応をしていただいておりますということもございまして、そういう利便性も確かにございます。また、市内業者、地元業者の育成ということで、国のほうでも通商産業省あたりでは中小企業の育成、受注機会の増大というような通達も出されておるとい関係もございまして、議員ご質問の意思も十分理解できるわけでございますけれども、今現在は、やはり市内業者でお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

○14番（中西峰雄君）お話は、それは1つの考え方として理解できないわけではないので

すけどね。普通の公用車、乗用車であればディーラーとか町の自動車屋さんから買って、あとメンテナンス等もそこに頼むというのが普通の形だと思うんですよね。ところが、こういう消防車というものをつくれるところというのは、本当に数社、限定されていますしね。そのアフターメンテナンスにつきましても、市内の業者さんではどう見ても無理ですわな。そういうものを、あえて市内業者さん育成という目的で出すのは、要するに能力がないわけでしょう、ここは。普通、車を買うときは、あとアフターサービスも含めて信頼して買うわけでしょう。やはり、あとも任せられるということから言うと、メーカー入札でもええんじゃないかと。メーカー入札ができないんですか、できるんですか。

2回しかできませんから、あれですけど。今、今後そういう方針でいきたいという答弁をいただいておりますから、とりあえずメーカー入札できるのか、できないのかということだけお答えをいただいて、その方針はお聞きしましたので、今後、こういう特殊車両の購入についてはメーカー入札ということも、もっとも検討いただきたいということを希望いたします。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ここ最近、先ほどご答弁させていただきましたように市内業者の窓口で指名入札をさせていただいております関係で、私は直接メーカー入札ができるかということで、ちょっと確認はしておらないわけでございますけれども、当然大手からすることは可能かと考えております。

○議長（上田順康君）24番 上久保君。

○24番（上久保 修君）関連で、ちょっとこれだけお聞きしときます。

その際に、当然何年か乗りますと、こういう特殊車両の場合は1年車検になるんですけ

どね。その際の車検を、こういう整備会社が入札されて落とされたということで、橋本市もたくさんありますよね。現在公用車として、特に消防本部で扱っておられるそういう車両を購入した場合に、車検扱いになるのか、どういうふうになっているのか、参考のために聞かせていただきたいんですけども。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）車検につきましては、すべて市内の整備会社、工場のほうへお願いしております。ただ、今、ご存じのはしご車なんかも特殊車両ございます。やはり特殊車両になりますと、車本体の車検整備につきましては市内業者にもお願いもしております。ところが、やはり特殊部分につきましては、何年かに1度はオーバーホールということも必要になってくるわけございまして、いざ、有事のときに作動しなかった、故障が発生するということになっても大変なことになりますので、その部分については車検というのじゃなしに、特殊部分、特殊機材についてはメーカーへの整備、オーバーホールもやっておるという状況でございます。

○議長（上田順康君）24番 上久保君。

○24番（上久保 修君）こういう細かいところまで聞くつもりはなかったんですけども、一般的に考えまして、自分たちの所有している自動車なんかは、購入したところにほとんど車検は出すわけですよ。購入してほかの会社にとというのは、まず出しにくいですわね。そこら辺の、市が購入していく場合に、こういう落札された業者は当然車検まで、あとのメンテナンス関係全部こっちに来るのかなという考え方を、普通は、一般的に考えたらそういうふうになりますから、そこら辺のことを、もし私が聞かれた場合にどういうふうに答えたらいいのかなというふうに思いますので、参考のために聞かせてほしかったんです

けど。

○議長（上田順康君）消防本部次長。

○消防本部次長（大西洋二君）通常、特殊車両、今回購入するポンプ車等につきましては、車検につきましては通常の車両と同じ車検の状態になろうかと思えます。それと、ポンプ部分につきましては、これは議員が言われたように、いろんな形の中で専門業者が必要になってこようかと思えます。ただ、今の時点では、ポンプ部分云々につきましては通常の年1回ぐらいの点検を無料をお願いしているような形でもありますし、その部分で悪くなれば、交換なり修理をするという形になってございます。

以上です。

○議長（上田順康君）答弁もれ。

○24番（上久保 修君）同じ会社に車検までずんずんずんずん行き渡っていくんかということ聞いておるんで、その辺、ちょっと。車検の場合やったら、ほかの業者に渡っているんやったらそれでええんです。そういうふうに答えてくれたらいいんです。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今回の議案第18号について、車両購入につきましては、ここに書いております有限会社北浦自動車整備のほうから購入します。ただ、これが後年度、車検等につきましては再度市内の業者で寄っていただいて現場説明をし、入札もして、最低業者の会社をお願いしておるという状況でございます。

○議長（上田順康君）23番 富岡君。

○23番（富岡清彦君）お尋ねします。市が市本部で持っている一番大きなはしご車がありますよね。1億からしたと思うんですが、あのかのときの購入方法と、今回違っているように認識をするわけです。市長さんも3代目ではありますが、たしかメーカー直接の入札方式を

とったというふうに僕は認識しているんです。

質問したいことは、当然リベートというものが発生をすると思うんですよ。有限会社等、あるいは競争で入札をされたということなんです。メーカーと直接契約をするほうが、私もこんな道のプロでも何でもありませんので全く素人なんです。メーカーとの直接の入札を行うほうが安く購入できるのではないかと思うんですが、14番議員の質問の関連でお尋ねします。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）これは、安くなるか高くなるかということについては、私は一概に高くなる、安くなるということは断言できないかと思えます。やはり、これはあくまでも競争の原則に基づきまして、指名入札、競争入札の原理を導入しておりますので、一概に高いか安いということ。我々は、当然、この今現在のやり方によりまして、安く購入させていただいておりますということしかお答えできないかと思えます。

○議長（上田順康君）23番 富岡君。

○23番（富岡清彦君）それで、この大型のはしご車を購入した15年前なのか、ちょっと記憶があれなんです。入札方法が変わっているんです。この点、お答えください。

○議長（上田順康君）答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）何年ぐらいの購入だったか、ちょっと私、今記憶にございません。ただ、その当時と比べますと、やはり経済情勢、社会情勢等、また競争の原理、特殊車両の代理店を通さなければならなかったのか、代理店を通さなくても購入ができたのか等々、今のところ、ちょっと私は把握していませんが、現在は橋本市はこういう方式でやっておるということで、ご答弁になるかどうか分かりませんが、ご理解願いたい

と思えます。

○議長（上田順康君）19番 上垣内君。

○19番（上垣内裕一君）議会の議決後、正式契約をして、正式契約後納入されると思うんですが、納入日はいつになるのか。大概、納入日があるはずなんです。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今の予定では、特殊車両でございますので、特殊機材の装備等ございますが、平成19年2月23日を納入期限として契約させていただきましてでございます。

○議長（上田順康君）32番 井上君。

○32番（井上勝彦君）部長、先ほどからいろいろと話出ていますけど、はっきり言うとかんと。私は高野口で何台と毎年買うとったさかいねけど、メーカーは関西で1社ですわな。競争できへんよ。独占企業やから。関東で1社と。恐らく、2社もあつたら教えてほしいけど、ないと思えますわ。これははっきりしています。地元業者を通すと、直接言うたら高くなるんですわ、ホースでも何でも。地元業者できちんと競争して、入札した価格というのか、そういうことで地元業者が業者同士で交渉したら安くなるけども、直接町とか市とかで行くと、1社しかないさかいにごっつい見積もりになってくる。お助けマンで地元の業者が競争して買うほうが、恐らく大手というのは、トヨタとか日産とかはつくってない。森田ポンプというて、関西では1社しかないんですわ。競争できないでしょう。さすこともできない。ですから、そのことをはっきり言うて、だから、地元の業者に買うてもろうたほうが安く買うてもらえるんやということ言うたら、はっきりわかるわけね。そういうことや。

それと、それは1つ。僕らは経験でわかっと思ふねけど、その答弁をしなあかん。

それと、いっぱい指名業者書いてあります

けど、どっさり出てますけど、今回は何社ぐらいで競争入札させたのか、それだけちょっと。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）合計21社で指名競争入札させていただいてございます。

○議長（上田順康君）27番 清水美澄君。

○27番（清水美澄君）消防車の購入は結構でございます。しかし、これは買い替えですか。それとも新規購入ですか。そしてまた、新規購入とすれば、特殊自動車、消防車は普通の消防車と違ってどんなけの違いがあるか、そこらを答弁願います。

○議長（上田順康君）消防本部長。

○消防本部長（大西洋二君）前回の車両が更新ということで、今現在19年経過車両を乗っております。その更新ということでございます。

この特殊車につきましては、補助金の関係も含めまして災害用ということで、全国的な流れの中で緊急援助隊という形で当消防本部も1台登録しております。その緊急援助隊の費用、車両を購入するについては補助金が通るといふことの流れがございますし、どこかで大きな災害があれば、この消防車が出動するということになってきますので、ホースとか特殊な備品がちょっと入っております。

以上です。

○議長（上田順康君）12番 平林君。

○12番（平林崇行君）こういうふうな入札がありましたら、私はいつも言うところなんですけども、入札業者でぎょうさん知らん業者名がありますので、私は地元育成のためにも地元でできるという業者があるんであればやらすべきやと。市民憲章もやっとできまして、そのところにも「勤労をよろこび、技術をみがき、豊かな産業のまちをつくる」ということで、市はやろうとしているんですから、こう

いう業者の育成というのも一つは大事やと思いますけども、この業者で指名業者の場合、全部橋本市内業者ですか。それだけ、ちょっと確認。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）そのとおり、すべて橋本市内業者でございます。

○議長（上田順康君）31番 金山君。

○31番（金山高弘君）未来へ続く質問ですけどね。部長、消防自動車を今やっているけど、今オックスに頼んだら、ジャンボジェット機でもリースできる時代やからね。リースということも考えてください、これから。リースのほうが総合的に絶対安くつくと思います。

○議長（上田順康君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）確かに、議員ご指摘のとおり、今現在、まず一般、通常の我々が各課で使っています公用車、ほとんどが軽四に切り替えまして、リースということで導入させていただいております。特殊車両につきましてリースが可能かどうかということは、今後の私どもの研究材料にさせていただきたいと考えております。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 物品購入契約の締結について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 田中君。

○2番（田中滋晃君）恐れ入ります。平成16年12月ということなんで、私どもも事故の概要等については全くわかっておりません。ということで、この事故についての概要説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上田順康君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）事故日が平成16年12月3日でございます、かつらぎ町三谷1662番地の6でございます。

訪問看護車が患者宅へ向かう途中、中央より右側にはみ出し、衝突をした模様でございます。訪問看護の車のブレーキ痕がなかったというようなことでございます。

事故割合でございますけれども、先ほど市長からお話ございましたように8対2ということで、訪問看護ステーションの職員が8割の過失となっております。

その後、けがの状況でございますけれども、相手方の疾病ですけれども、右膝関節骨折、頸部捻挫、右下肢手術というようなことになっております。当事者も胸骨骨折というような状況でございます。それで、その後、市内にございますスミヤ整形にかかっておるわけなんですけれども、その後後遺症障害認定等第12級の7号というようなことで後遺症認

定されております。主なものはそういうこととございまして、相手方は山本雅史氏、和歌山市太田577番地の方で、和歌山市内のノギワ商店というところに勤務されておりました。早朝、そのノギワ商店へ出勤途中に、訪問看護ステーションの車と事故に遭ったというような経緯でございます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）9番 岡三郎君。

○9番（岡三郎君）同じことを聞こうと思つたんですけどね。あまり金額が大きいんでね。

私、24年間近く議員をさせてもらって、保険でやることやけど、いつも異議なしで通つてるのよ。24年間、ほとんど通つてる。議員の経験がある者は、ほとんどそうやと思うねけどね。これは内容を一個もつけてきてない。どういう具合になって、どういう事故をしたとかね。そういう、今、局長から説明があったように、けがの内容とか事故の内容とか、一つも。ただ、もうこれはすんなり保険やからという意味で、保険でやるからいうて、それでは済まん場合があるねけどな、これ。後遺症が残るといふのは、こんな問題も出てきてるし。だから、これを出す限りは説明書きをちゃんとつけて出すべきやと思う。私、それを聞いたかつてん。内容と。

そやから、今後、そういった説明書きとか詳しく書いて出すべきやと思う。先ほどの説明では、ノーブレーキで右側にはみ出しとは、寝とつたということですよ。それしかないやんか。過失80%ありやん。だから、そういった説明書きをぺっと書いてたら、議論もせんと通るんよ。24年間何にもなしや。

溝で道が掘れとつて、建設課になると思うんやけど、私も建設課によく電話するねけど、溝がこんなに穴があいてね。そこでよく事故したら、またこれ出てきてるわけやな。だか

ら、そういった点で、やっぱり道路のパトロールとかをよくしたり、これから、今後この内容をどういうことで事故があったとか、相手方の名前書いてあるけど、こんなのは構へんねけど、どういう具合になって事故になったというのを詳しく、これから出すべきやと思うわ。これはもう建設課もあるはずや。絶対あるよ。これは介護やから病院のなになが説明してる。いろいろあるんやで。教育もあるはずやで。そうでしょう。だから、ちゃんと今後出すか出さんか、市長から命令して、助役でもよろしいわ、出さすようにいっぺん答弁しなさいよ。

○議長（上田順康君）要望ですか。

○9番（岡 三郎君）要望ちゃうわ。

○議長（上田順康君）助役。

○助役（清原雅代君）ただ今ここでおっしゃられました経過を出す、出さんについて、私のほうで明確な答弁させていただきませんが、出せるものであれば出していきたいというふうに思いますので、1回、ちょっと検討というか、そういうふうな方向で、出せるものであれば何も出さない理由はありませんので、一度持ち帰って検討させていただきたいと思えます。

○議長（上田順康君）29番 中西健君。

○29番（中西 健君）私は岡議員よりは年数が少ないんですが、確かに岡議員が言われるように、議会があるたびにというほど、こういう職員の事故が多い。僕は、これけがでよかったかもわからんけど、相手がもし亡くなったら大変なことになるんで、そういうことの職員の緊張感が足らんとする。たびたび、こういうのが議会に提出されて、保険で入ってるからって、それが済まされるかということ。そういうことですから、もし人身事故を起こした場合、やっぱり厳しく職員の罰則、飲酒運転もこないだから話が出てましたけど、

命にかかわることに関しては、やっぱりそういう規則をきちっとしていかなよ。ただ、保険入るとるさかいに、死んでも保険から出るとか、そういうことではやっぱり事故がなくならんと思うんで。そういう面もひとつ、このことについて当局の見解をちょっと聞きたい。○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）ただ今中西議員のご質問にお答えをしたいと思います。

非常に車社会という中でございまして、私も一昨日か、吉田部長と秘書課長に指示をしたところでございます。秋の目前の交通安全ということもございまして、職員の今の議案のこともございまして、そして橋本市内でちょちょこと職員が事故発生しておるということは誠に遺憾であるわけで、このことにつきまして、ひとつ周知徹底をして、飲酒運転とかはあくまで別であります。それを、やはり緩みということもあるでしょうし、逆に言いますと仕事が非常に重なってきて、介護関係は見ておったら、そりゃもう絶え間ないほど動いとる、急いどる。向こうから電話かかってきて、携帯にかかってきて待っとなのやとかということもよく耳にするわけですが、それはそれとしまして、計画性を持って、そして車に乗る場合には細心の注意を払って、相手もあることですから、ひとつ十分今後督励をしてまいりたいと思っております。

なお、飲酒等々については、今、ここ数日でできるだけ早い機会に処分の原案を仕上げたい。そういう考え方でおりますので、ひとつ今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（上田順康君）11番 辻本君。

○11番（辻本 勉君）今、中西議員が言われたとおりだと思いますので、そのことについては今後十分にやっていただきたいと思います。

ですが、この本件につきましては、先ほど内容を聞きましたら過失は8割ということは、ほとんど100%の過失だと思えます。便宜上、相手方は前方不注意というような形で、幾ら前を見とつても事故をされたときには前方不注意という形の中で、1割、2割程度の過失ということになるんですが、もう8割とかで片方がいてますと、ほぼ100%に近いという状況であります。こういうことが発生して、今後の対応というのを市長が述べられたんですけども、これだけの事故を起こした方についての処分というのが本当になされとるのかどうか。その辺も、今後のやはり職員の意識改革といいますか、車に乗られる方の注意を十分にしていくという意識の問題もありますので、不可抗力であれば問題はないと思えますが、これだけの事故がやはり過失によって発生したということであれば、何らかの処分をされたのかどうか、その点についてもお伺いしたいんですけど。

○議長（上田順康君）助役。

○助役（清原雅代君）現在、この事故につきましては、特に処分はいたしておりません。

今後のことにつきましては、処分ということになれば、この方の事故を起こした背景、例えば職場内できつい労働があったのかとか、何か個人的な事情なのかとか、いろんなことの背景をきちんと分析していかないと、責任度合いというのが出てこないのかなというふうに考えております。何らかの処分については今後の検討課題で、一度検討させて、できるかどうかあわせて検討させていただきたいと思えます。

○議長（上田順康君）11番 辻本君。

○11番（辻本 勉君）いろんな事情があろうかと思うんですけども、まずは、やはり過失がこれだけあるということで本人責任ということなんで、嚴重注意は確実にしていくと。

いろんな事情を考慮するのは、またその後でもいいんですけども、やはり嚴重注意を促していくということは、これは当然行政として、上としてすべきでありますので、その辺もされたかどうかだけお伺いしたいんですが。

○議長（上田順康君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）過去の状態を調べましたら、平成16年12月14日に当時の橋本市民病院事務局長から事故を起こした職員に対して、安全運転の訓示を受けておるようで、そういう記録が残っております。正式な処分であったかどうか否かは別問題といたしまして、当時の病院事務局長から事故を起こした職員に対して厳しく訓示をしてある記録が残っております。

以上でございます。

○議長（上田順康君）32番 井上君。

○32番（井上勝彦君）先ほど助役からも申ししておりましたけど、やはり看護というのは相当重労働で、これからもそういうところにはかなりの労力がかかるわけで、事故もさることながら、これは起こした人間が悪いんやけども、やはり労働条件、こういうものもきちんと、看護婦とかあるいは福祉に携わっている方の労働というんですか、普通事務関係じゃなくて、私もそのことには携わるといふか、見ておりますけど、大変なお仕事なんですわ。介護タクシー、その他もこれからどんどん増えてきて、橋本市もだんだんしてくるけども、労働条件そのものをきちんとそういうところに携わっている各分野については、時間に余裕を持った、きつい労働をしないように、これが改善されやんとね。市民病院も昔はかなりきつい労働で、夜も昼も寝られやんだということもよく聞きました。そういうことなんで、やはり労働条件の改善というものが事故を防ぐ一つのことにもなってきますので。今、助役が言うたように十分検討して、やっ

ぱりあらゆる形で検討した上でやっていくと、2度と起こさない。できるだけ安全で、お仕事できるようにしていただきたいということでございます。

それと、この714万何ぼの内訳なんですけども、これは保険でどれだけ出て、どっからこないなっとなのか。七百何ぼが全部労災というのか、保険で全部賄われて、これから後遺症その他についても今後示談がきちっとできるのかどうかということ、ちょっと。今後、また悪くなってくるようなことがないのか、そういうところを、ちょっとお聞きしときたいと思います。

○議長（上田順康君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）最終的には、加入しております市有物件共済組合がすべて持つということになります。現在までに治療費317万円、休業損害141万円、後遺症障害561万円等々、すべて換算しまして834万3,000円の内訳の中で8対2というようなこととなります。714万3,090円につきましては、すべて市有物件共済組合から保険としてその後納入されるというような運びになります。

以上でございます。

○議長（上田順康君）24番 上久保君。

○24番（上久保 修君）関連で1つだけ、お聞きしときます。先ほど助役が言われた分析ということについて、過去に岡議員も指摘されましたし、中西健議員も指摘されましたように、私も経験が7年以上になりまして、ほとんどの定例議会の、ないというときはないんですけども、今各課、また部別でそういった損害賠償の議案として出てきておるわけなんですけども、これを僕は一般質問でもさせてもらいましたように、課は課、部は部でやっているんですけども、一括とした指導体制、要するに労務管理の状況ですわ。世間で一般に言いますとヒヤリ・ハットという法則があ

るんです。ヒヤッとした、また、ハットした。そういうような状況が何回も重なると、大きな事故につながるって。もう取り返しのないような。そこは、中西議員が指摘されたところやと思います。

私は、当然これは、こういう事故を起こしたときに、もちろんやろうとしてやっているわけじゃないんですけども、いろんな条件があって、そういうような状況になったわけですから、それは1つの分析として、やっぱり労務管理上押さえておくべき違うかなと思います。だから、いろんな状況で、例えば助役なり担当の部長さんが指導をされるときに、過去にこういうことがあったから注意してくれよと朝の朝礼の1つでも付け加えていただいたら、そこでヒヤリとかハットした状況が回避されると思います。毎回こういうことが出てくると、そのときはそのときでまた分析してやるわけでしょう。これ過去の、この1年以上前の話なんでしょう。16年の12月3日ということ。本当に、私らも単に議案として、こんなけの文章だけで岡議員が指摘されましたように、そういうような状況で保険扱いじゃなしに、やっぱり過失割合という点についても、これは8割というたら大変な状況だと思います、私も。ですから、市当局としては、今後、やっぱり絶対起こらへんというあれはないと思います。そこら辺の対応を、私は危機管理という部分について一般質問をさせてもらいました。だから、あくまでもそういう中心的なところは災害を中心にやるわけですけども、部門によったら、そういうこともやっぱり考えていただきたいなというふうに思います。その点はいかがですか。

○議長（上田順康君）助役。

○助役（清原雅代君）上久保議員のおっしゃるとおりだと思います。早速、今回事故が確

かに多く最近発生しているというか、続けてそういうのがあるというご指摘もございますので、各職場におきまして十分注意するよう、所属長のほうから注意というか、現状も含めて職員のほうに周知させるようにいたしたいと思えます。

○議長（上田順康君）24番 上久保君。

○24番（上久保 修君）ありがとうございます。よろしく願います。

私も、当時大阪で勤めてましたときに、管理職を言われまして、会社の命令で労務管理のそういう研修を受けたことがあります。やはり、当局の方も、そのときには行政のほうからも来られてました。労務管理というのは大変厳しい状況で、ものを言うていかないかんという中心者が決められて、研修を受けておられましたわ。そこら辺、当局としては、そういう労務管理の研修も受けたことがあるのかどうかですね。受ける必要がないんだったらないで結構ですけども、やはり、そこら辺の部分についても意識として考えていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）公用車の管理なんかにつきましても、管理責任者の講習というのがございます。そういうことで、それも含めまして労働基準監督署の講習会、それから、県の主催しているものもございます。そういうことで、そういう研修は受けているわけでございますけども、それを今後の課題としてはどこまで徹底さすかということが大事かと思えます。事故につきましては、職員課員も含めまして、組織の内容も検討する部分もあるかと思えますので、これにつきましてはこの教訓を生かして、今後いろいろ検討していきたいと考えてございます。

○議長（上田順康君）3番、上田良治君。

○3番（上田良治君）私も関連いたしまして、

ちょっとお尋ねしたいと思えます。

今回のこの議案19号で上がってきた事項に関しましては、この看護ステーションの職員の方がお酒を飲んでなくてよかったな、無免許違うてよかったな、こう思います。私も今回の一般質問で職員の飲酒、また無免許についてお尋ねさせていただきました。このJAも昨日役員会を持って、昨日付で職員の飲酒に対しては免職、一緒に飲みに行った方も同じように、停職。同じように、とめれへんと一緒に飲んだ人も、昨日付でもう決まりましたんですよ。

それと、やっぱり職員の意識改革といえますか、仕事はようできても車乗ったら荒い人というのは絶対いてるんですよ。ちゃーっと飛ばしたりね。仕事はようできても、車に乗ったら暴走するとか、そういう方がいてるんで、やはり免許証も月に1回でも構へん、やっぱりきちっと上司の方が確認すると。やっぱり点数まで踏み込んで、この人はどうかわかりませんが、そういったことまで踏み込んでやっていかんとあかんと思う。そういったことも考慮して、事故の抑制につなげていってほしい、こない思えます。

やられているんですか、免許の確認。

〔「してない」と呼ぶ者あり〕

○3番（上田良治君）してないな。そんなことも願います。

○議長（上田順康君）33番 森安君。

○33番（森安欣吾君）この19号のあれなんです、何ぞあったら職員の方にとということで、職員の方の起こした事故なんです、もうなんべんも同じ言葉が出とるのでしょけれど、今まで事故が起きた中で、処分ができた範囲内で保険で全部始末ついているんですけど、私はこの起こした人の労務管理はどうなっとったんかと尋ねられて、本人からはあれしませんが、ほかの職場でもそうでしょうけれど、

おそれがたくさんあると思います。だれとはいいいにくいんですけど、この橋本市内の職場の中でも非常によくできる人は、携帯電話を頭に常時置いて寝ている職員もあるそうです。緊急を要するような部署におられる人。朝出て、実際8時間労働と違って、いろんな職場がありますけれども、実務時間を何時間してるんだと。よくできると言うたら言葉は悪いですけども、頼りになる人ほど労働時間が長うございます。だから、ここから、こういう人は職場を訴えてませんが、労働基準監督署に届けられたら、本来は労働基準監督署から処罰を受けるような労働を強いているような職場がたくさんあると思います。ですから、その人たちは訴えていませんよ、行政当局を。ですから、そういう管理を本当にやってんのかどうかと。責任感のあるよくできる人ほど大変な職場に回されとるんじゃないですか。だから、皆、本気で頑張る人の上に乗っかって5時にさっと帰ってできる人と、ずっと居残りして、休みの日も土日も出てやるとる人に皆乗っかっているような、そんな職場はやっぱり改善すべきやと思いますよ。それは、職員の人が一番よく知っているはずですわ。だから、この19号の本人の事故を起こしたことはだれも起こそうと思って起こした人は1人もいないと思います。私も、かつて交通事故を起こしたことがあります。起こしたくて起こしとるんじゃないんです。だれも交通事故なんて予想しないんです。普通の通常の交通事故は、飲酒運転以外。はたから見ても。だけど、その労務管理がどうなっているのかと尋ねられたときに、当局としては一番これが責任問題なんです。この本人、何も言うてませんよ。本人が当局を訴えましたか。本当は、一番肝心なのはそこなんです。こんな重大な事故を起こすなんて、だれも起こそうと思って起こした人、1人もないと思いま

す。その以前に、使用者として襟をまず正すべきではないかと思しますので、その点を改めて質問をいたします。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）そのとおり、懲戒処分につきましては、軽いことでも自分が認識して飲酒にしてもするわけでございます。それにつきましては、かなりきつい処分をするのは当然かというふうに考えてございます。何であろうとね。それですけども、業務上で自分の意思でやっているわけじゃなしに、組織の中での偶然起こったということにつきましては、状況もすべて踏まえた中での処分も含めて、そういうことで考えていかんならんと。多くは組織を改善すべきところが多いと思います。そういうことで、このようなケースにつきましては慎重に、その背景も含めてきっちり調査して、そういうことにならないように改善していくのが必要であろうかというふうに考えます。ということで、具体的にこんなことします、あんなことしますということは言えませんが、これはぜひとも、助役が言いましたように改善の方向で考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）5番 岩田君。

○5番（岩田弘彦君）皆さんのおっしゃっていることは、一々ごもっともやと思うんですけども、僕はちょっと違った観点で、たまたま事故を起こした方が、訪問看護ステーションの職員ということでお聞きしますけども、たしか24時間体制をとっておられる思うんですよ。看護師自体は病院の看護師とこちらとどうなっているのか、勤務がどうやったのかとか。

もう1点、こないだも一般質問でさせてもらいましたが、これから在宅のほうを支援するというふうに医療制度が変わってきて

いると思うんですよ。開業医の先生は有償診療所はもう診療所になりなさいと。それで、在宅支援をしなさいということで、応診を24時間体制をとるようにもっていくような医療制度になっていると思います。事務長はわかっていると思いますけど。それと同時に、訪問介護ステーションとともに24時間フォローできる体制にしなさいと。ということは、これから在宅で24時間体制を必要とする患者が増えていくということになりますよね。その中で、24時間体制をとっていくときに、過剰な状態であるのであれば、たまたまこの状態はそれかどうかわかりませんよ。僕が心配するのは、実際に訪問看護に行っただけの看護師が、先ほど言われてましたけど、僕もあると思うんですよ。よくできる人は責任感が強いから無理してでも仕事するというところがあると思うんです。割り切りの早い人は、もう時間やからと言って無理聞かないと、そんなことも出てくると思うんでね。その辺について、その状況のほうも事故が起こらないようにきちんとした働く状況にしてあげないと、結構重労働なところやと思いますのでね。その辺、これは16年の12月に起こっていますので、それ以降、訪問看護ステーション、結構遠くにも行っていると思うんですよ。その辺について、考慮されたのか、努力されたのか、今後その辺についても十分注意してほしいんですけども、それについて、ちょっとお答えいただけたら。

○議長（上田順康君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）おただしのことについてでございますが、訪問看護ステーションは、当院の場合は24時間体制で取り組んでおります。私は常々、したがってオーバーワークにならずとも対応できるようにということで、彼女たちのうち、業務用の携帯電話を今のところ2台確保しております、

いわゆる当直体制の人がその携帯を持って出る。在宅で亡くなる方の呼び出しに応じて夜中でも行って、亡くなったら湯かんもしてということで、最後のみとりまで付き合ってから帰ってくるというようなことがございます。現在、110名ほど受け持っております、8名のパート職員も含めまして対応しておるところでございますけれども、公的機関の訪問看護ステーション、訪問看護ステーションというのは民間でもたくさんやっておられますのですが、勢い効率の悪い、行きにくいところがうちへ回ってくるという嫌いがあります。ところが、うちの看護師たちは、それが公的機関の宿命ということで、積極的にそういうところも対応しているという状況にございまして、議員方ご存じのように、若干の利益を計上するぐらいの働きをしておる。利潤が上がる中、利潤を上げることは要らないから、その分看護師を雇いなさいということを常に言っております。ところが、なかなか訪問看護に携わるという看護師もおらないというのが実情でございまして、そういう使命感に燃えた方というのが訪問看護師というのが実情でありまして、なかなか手が足りないというのが現状でございます。基本的には、オーバーワークにならないように人員を確保しなさいということを常に言っておるところでございまして、今後もそういうことで、交通運輸には十分留意するよう指示してまいりたいと、このように思っております。

○議長（上田順康君）15番 杉本君。

○15番（杉本雅英君）たいがいにしてと言われてですけど、一言、大事なことです。

先ほどから、いろいろと経過を聞かせていただいておりますのに、皆さん居眠ったん違うかとかいろいろ言われますけども、原因がまだはっきりと説明されていないように思うんですよ。例えば、居眠りをされておれば、極

めて極限に達した過労状態であったとか、そういうことも想像できるわけです。そうか、運行に対していい加減な運転をしておって、例えば反対車線に突っ込んだとか、そういう原因がはっきりわかってないんですよ。それをやっぱり訓示されたと言いましたけど、訓示されるときに、そういうことも織り交ぜて職員に指導されとるのか、そこも疑問な点があるんですけども、それと、この訪問看護は2人体制ですか。1人ですやろ。ということは、やはり何か起こったときに、現金輸送するときでも1人で輸送するという事はないですよ。いろんな大事なことで、緊急の場合は1人が対応に当たるとか、そういうことも人員的な限度があると思いますけども、やっぱりこういう大事な患者さんを運ぶと、あるいは訪問看護をするというときには大事なことやと思うんですね。1人が何か急な立場に追い込まれたときには、1人がその対処に当たるとかという、そういう体制もやはり大事な点だと思いますので、その辺もひとつ、これから管理される方、やはり考えていただくべきかなと私はこないと思いますので、その辺もひとつ、もし所感があればお答え願いたいと思います。

○議長（上田順康君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）まず、その前に、市の訪問看護ステーションが病院の下にございまして、そこの所長がおるわけなんですけれども、女性の方です。こういう事案が起こりますと、病院側で管理者、私等が積極的にかかわってあげていくというような形にしております。まずはそのことをご理解願いたいと思います。

議員がおっしゃるとおり2人体制でということで、その後所長のほうでも極力2人で出向くようなというようなことで、そのためには人員増も必要だということで、先般来も職

員の採用を1名行ったところでございます。先ほど来、管理者から話がありましたように、募集はかけておるんですけども、なかなか訪問看護をやってみようという看護師が非常に少なく、特に本市の訪問看護の場合は非常勤ということもございまして、なかなか募集をかけても寄らないというようなことも聞いております。そういうことと、それから、やはり民間が訪問看護ステーションに非常に力を入れておりまして、ここでは非常に考えられないような高額な時給を出して、看護師の獲得に当たっているというようなこともございまして、なかなか採用が厳しいんですけれども、引き続き労務管理上の改善も含めまして人員増を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしく願いたいと思います。

○議長（上田順康君）15番 杉本君。

○15番（杉本雅英君）その原因ですね。それは、まだわかっていませんか。はっきりとは。

○議長（上田順康君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）失礼しました。先ほど申し上げましたように、訪問看護の車が真ん中より右側にはみ出し衝突をされたみたいで、訪問看護車のブレーキ痕はなかったと。警察の検証では、落ち度は訪問看護車にあると。居眠り運転は考えられないということで記録されておる形になっております。ですから、中央線のないような狭いところだったように思うんですけども、中央線をはみ出してぶつかったような形だと思います。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 損害賠償の額を定めることについて を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第20号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第20号 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約の変更に関する

協議について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(上田順康君)以上で、本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明9月15日から9月28日までの14日間は委員会審査等のため休会とし、9月29日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長(上田順康君)この際、各委員会の開催日程等について日程表を配付いたさせます。

(職員・日程表配付)

○議長(上田順康君)配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでした。

(午後2時13分 散会)